

商標使用規程（第3版）

2017年3月14日制定（第1版）
2020年12月15日改訂（第2版）
2023年10月1日改訂（第3版）
一般社団法人ファインバブル産業会

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人ファインバブル産業会（以下、「FBIA」という。）が商標権を有する登録商標（以下、「FBIA 商標」という。）の使用に関する必要事項を定め、もって FBIA 商標の適切な活用を広く促進し、ファインバブル産業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において用いる主な用語について、以下の通り定義する。

- (1) 「FBIA 商標の使用」とは、商標法第2条第3項各号及び同条第4項に定める行為を意味する。
- (2) 「会員」とは、FBIA の正会員及び賛助会員をいう。
- (3) 「FBIA の名称」とは、FBIA の正式名称「一般社団法人ファインバブル産業会」、略称「ファインバブル産業会」、これらの英文標記「Fine Bubble Industries Association」及び略称「FBIA」並びにこれらの文字をロゴ化したものを含む FBIA を示す表示をいう。

（FBIA 商標使用許諾の有効期間）

第3条 FBIA 商標使用許諾の有効期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。ただし、有効期間中における申込の場合は、使用許諾日からその年の12月31日までとする。

（FBIA 商標使用の申込）

第4条 FBIA 商標の使用を希望する者は、会員であるか否かにかかわらず、使用開始希望日の1か月前までに、別途 FBIA が定める様式により FBIA に商標使用許諾を申込み、FBIA から商標使用許諾を得なければならない。

（申込の審査）

第5条 第4条に定めるところにより申込を受けた FBIA は、申込の内容が第8条に適合しているか否かを審査する。

2. 申込の内容が第8条に適合しない場合、FBIA は、申込者に対して申込の修正を求めることができる。

（FBIA 商標使用の許諾）

第6条 申込の内容が第8条に適合するとき、FBIA は、申込者に対して申込に係る FBIA 商標の使用を許諾する旨を通知するものとする。

2. 第5条第2項に基づいて FBIA が申込者に対して申込の修正を求めたにもかかわらず、申込者がこれに応じない場合、FBIA は、申込者に対して申込に係る FBIA 商標の使用を許諾しない旨を通知する。

(FBIA 商標の使用)

第7条 第6条第1項により FBIA 商標の使用を許諾する旨の通知を受けた者（以下、「商標使用者」という。）は、日本国内に限り、許諾を受けた FBIA 商標（以下、「許諾商標」という。）を、許諾を受けた商品及び役務についてのみ使用することができる。

2. 商標使用者が日本国外における FBIA 商標の使用を希望するときは、FBIA と当該者で別途協議するものとする。
3. 商標使用者は、第8条及び FBIA の指示に従い許諾商標を使用するものとする。
4. 商標使用者は、FBIA の許諾商標を使用する権利を第三者に譲渡し、担保に供し、再許諾し、及び承継し、並びにその他方法及び形態の如何を問わず第三者に許諾商標を使用させてはならない。

(商標使用者の遵守事項)

第8条 商標使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本規程及び「ファインバブル広告・表示ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）
- (2) 許諾商標の使用により、商標使用者の商品又は役務について、FBIA が販売、製造、主催等しているかの誤解を招くことが無いよう注意すること。
- (3) 第三者に許諾商標を付した商品の製造等を委託する場合には、第7条はじめ本規程が遵守されるよう、商標使用者の責任において管理を行うこと。

(改善措置)

第9条 FBIA は、商標使用者による許諾商標の使用が、第8条に従い適切に行われていないと判断した場合はいつでも、商標使用者に対し FBIA が必要と判断した改善措置を要求することができるものとする。商標使用者は、FBIA の要求後速やかに当該改善措置をとり、その結果を書面にて FBIA に報告するものとする。

2. 商標使用者は、FBIA の要求に応じ、第1項に定める改善措置の要否の判断のために必要な資料その他の情報を提供しなければならない。
3. 第1項に定める改善措置が行なわれない場合、その他商標使用許諾の継続が不相当であると認められるときは、FBIA は、許諾商標の使用許諾を取り消すことができる。

(許諾内容の追加・変更の申込)

第10条 第6条第1項により FBIA が許諾した内容（以下、「許諾内容」という。）の追加・変更を希望する者は、改めて第4条に定める手続を行うものとする。

2. 許諾内容の追加・変更が、広告表示に関する場合は、別途 FBIA が定める様式により、広告表示追加変更の申込を行う。

(商標使用許諾の返上)

第11条 商標使用者が、許諾商標の使用許諾を返上する場合は、返上日の1か月前に FBIA に対して書面にてその旨連絡する。

(保証の否認)

第 12 条 FBIA は、FBIA 商標について、取消の可能性を含む有効性及び商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

(賠償責任等)

第 13 条 FBIA は、商標使用者が FBIA の名称又は FBIA 商標を使用したことに起因し当該商標使用者に生じた賠償責任等について、一切の責任を負わない。

2. 商標使用者は、FBIA の名称又は許諾商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、FBIA に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
3. 商標使用者は、FBIA の名称又は FBIA 商標の利用に際して故意又は過失により FBIA に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を FBIA に賠償しなければならない。
4. FBIA は、第 2 項及び第 3 項の定め違反する商標使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができることに、必要な法的措置をとることができる。

(商標使用料)

第 14 条 許諾商標に関する商標使用料については、別途、FBIA 会長が定めるものとする。

(機密保持)

第 15 条 FBIA と商標使用者（第 4 条に従って FBIA に商標使用許諾を申込んだ者を含む）は、本規程に基づく業務の遂行を通じて知り得た相手方の情報（以下、「機密情報」という。）を文書による相手方の承諾を得ることなしに、第三者に開示しないものとする。ただし、法令の要求により機密情報を開示する場合、機密情報が開示されたとき既に公知であった場合、機密情報が開示された後に自己の故意又は過失によらずに公知になった場合、並びに自己が第三者から機密情報を適法に取得した場合を除く。

2. FBIA と商標使用者は、本規程に基づく関係終了後 4 年間本条項を遵守する。

(その他)

第 16 条 本規程に定めるもののほか、FBIA 商標の使用に関する詳細な事項は、FBIA 専務理事が起案し、会長の承認により効力を生ずる。

付則

- 1.本規程は、2023 年 10 月 1 日付で施行する。

沿革

制 定（第 1 版）：2017 年 3 月 14 日
改訂 1（第 2 版）：2020 年 12 月 15 日
改訂 2（第 3 版）：2023 年 10 月 1 日